

第 29 回
岩手中部水道企業団議会議定例会
会 議 録

令和 6 年 10 月 31 日 開会

令和 6 年 10 月 31 日 閉会

岩手中部水道企業団

第29回 岩手中部水道企業団議会定例会 会議録

1 開会 令和6年10月31日（木曜日） 午後3時00分

2 閉会 令和6年10月31日（木曜日） 午後4時47分

3 議事日程

日時 令和6年10月31日（木曜日） 午後3時00分開議

場所 危機管理センター 2階 会議室

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 業務報告

第4 現金出納検査の報告

第5 一般質問

第6 報告第1号 令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について

第7 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

第8 議案第6号 令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

第9 議案第7号 令和6年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

5 出席議員（12名）

1番	及川恒雄君	2番	伊藤忠宏君
3番	藤原慶君	4番	白鳥顕志君
5番	照井明子君	6番	若柳良明君
7番	佐藤現君	8番	齊藤金浩君
9番	佐藤光夫君	10番	高橋敬子君
11番	高橋久美子君	12番	平野明紀君

6 欠席議員（なし）

7 会議録署名議員

2番	伊藤忠宏君	3番	藤原慶君
----	-------	----	------

8 説明のため出席した者

企 業 長	八重樫 浩 文 君
副 企 業 長	上 田 東 一 君
副 企 業 長	熊 谷 泉 君
副 企 業 長	及 川 義 明 君
監 査 委 員	高 橋 守 君
監 査 委 員	萬 久 也 君
局 長	木 村 仁 君
技 監	八重樫 和 博 君
総 務 課 長	久保田 幸 喜 君
営 業 企 画 課 長	照 井 秋 彦 君
危 機 管 理 課 長	佐 藤 清 基 君
管 路 課 長	小田嶋 伸 君
施 設 第 一 課 長	高 橋 文 也 君
施 設 第 二 課 長	佐 賀 裕 行 君
営 業 企 画 課 主 幹 兼 課 長 補 佐	伊 藤 剛 志 君
営 業 企 画 課 経 営 企 画 係 長	千 葉 章 世 君

9 構成市町出席者

北上市生活環境部長	平 野 大 介 君
花巻市市民生活部長	佐々木 賢 二 君
紫波町建設部長	谷 地 和 也 君

10 職務のため議場に参加した職員

書 記 (総務課課長補佐兼総務係長)	菅 原 健 志 君
-----------------------	-----------

午後3時00分 開会

○議長（平野明紀君） 本日は大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより第29回岩手中部水道企業団議会定例会を開会いたします。

午後3時00分 開議

○議長（平野明紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野明紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

2番、伊藤忠宏議員、3番、藤原慶議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（平野明紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 業務報告

○議長（平野明紀君） 日程第3、業務報告について企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。

○企業長（八重樫浩文君） 第29回岩手中部水道企業団議会定例会の開会に当たりまして、業務報告を申し上げます。

まず、新水道ビジョンの策定について申し上げます。

当企業団は、平成28年3月に地域と未来をつなぐ岩手中部の水道を基本理念に掲げた水道ビジョンを策定し、安全、強靱、持続の3つの観点から水道事業の運営に取り組んで参りました。

この水道ビジョンの計画期間が令和7年度までとなっていることから、令和8年度を計画初

年度とする新たな水道ビジョンの策定を進めているところであります。

策定に当たりましては、本年4月に水道ビジョン策定委員会と2つの専門部会を設置し、これまで委員会を4回、専門部会を11回開催し、現行水道ビジョンの振り返り、現状の分析、課題の抽出、計画体系等の検討を行ったほか、8月には3,000世帯の水道利用者を対象としたアンケート調査を実施したところであります。

今後は、内部での検討をさらに進め、議員構成市町から御意見をいただきながら、パブリックコメントを経て、令和8年3月の策定を目指して参ります。

次に、渇水への対応について申し上げます。

今般、企業団が水源とする入畑ダムなどでの貯水率の低下が継続したことを受け、渇水対策マニュアルを策定いたしました。

今後、給水制限などによる住民生活へ与える影響を最小限にとどめるなど、応急給水等の対策を迅速かつ適切に対応して参ります。

次に、水道施設に係る建設改良事業の進捗状況について申し上げます。

初めに、水道管路緊急改善事業の進捗状況について申し上げます。

本事業は、布設後40年以上経過した基幹管路の更新を行う事業であり、岩手中部水道企業団管路更新計画に基づき、管路の整備を進めております。

本年度は、予定している14事業は全て発注済みであります。

次に、配水支管更新事業の進捗状況について申し上げます。

本事業は、基幹管路以外の配水管等について更新を行う事業であります。当初予定していた28事業を路線の見直しにより27事業に変更し、全て発注済みであります。

次に、水道施設適正化事業の進捗状況について申し上げます。

本事業は、今後更新時期を迎える浄水及び送配水施設の延命化や更新工事を進めるものであります。

本年度は、予定していた13事業を10事業に見直し、9事業が発注済みであります。

残る1事業については、岩手県企業局との共用施設に係る工事のため協議中でありまして、協議が整い次第、工事を進めて参ります。

全ての工事においては、安全に万全を期し、完成を目指して参ります。

以上を申し上げます、業務報告とさせていただきます。

○議長（平野明紀君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第4 現金出納検査の報告

○議長（平野明紀君） 日程第4、現金出納検査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記（菅原健志君） 現金出納検査について報告いたします。

岩手中部水道企業団水道事業会計、令和6年3月から令和6年9月分、現金出納検査の結果について。

検査の結果、会計処理は会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証憑書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務はおおむね適正に行われていると認めた。

以上であります。

○議長（平野明紀君） ただいまの現金出納検査の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第5 一般質問

○議長（平野明紀君） 日程第5、一般質問を行います。

通告に従い、順次質問を許します。

11番、高橋久美子議員。

○11番（高橋久美子君） 11番、高橋久美子です。3項目質問をさせていただきます。

1項目目は、水道を引くときの補助の周知と補助要件等についてお伺いします。

今、様々な理由で上水道を引いてもらえないかたがいます。

井戸水などは安全面において自己責任と言われておりますが、これは放置してはいけない課題と考えます。安心安全な十分な水にアクセスできるようにすることは、大事なことだと考えます。

そこでお伺いします。新築、改築などに伴って新たに水道を引く場合の補助制度、当企業団の場合は太い管から50メートル以上で最高45万円の補助となっておりますが、これらの周知とか、あとは補助要件の緩和、増額についてのお考えを伺います。

次に、2項目目、水道料金を滞納した場合の対応について伺います。

水道は憲法25条の生存権を保障するものであり、命の水とも言われております。生活基盤を整える役割を果たしており、広い意味でも福祉そのものだと考えております。特に、社会的弱者や低所得者が安全な水にアクセスできるようにすることは大事なことだと考えます。

そこで3点伺います。1つ目が、滞納の内訳、例えば事業者及び世帯の数などをお聞きします。

2点目は、滞納した場合の給水制限、停止はどのようなになっているのでしょうか。

3点目は、福祉につながる場合もあると考えますが、各自治体との情報交換はどのような仕組みになっていますでしょうか。お願いします。

そして3項目目、水道料金の見直しについて伺います。

コロナ禍、物価高騰対策で独自に料金を引き下げた自治体、企業体がこれまでもありました。物価高騰で生活費を切り詰めているかたがたが多くいらっしゃいます。

当企業団には50億円以上ある利益剰余金などがありますが、この一部を活用して料金の引き下げをすることのお考えはどうでしょうか。

以上です。

○議長（平野明紀君） 企業長。

○企業長（八重樫浩文君） 高橋久美子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新たに水道を引く場合の補助制度の周知、補助要件の緩和、増額について申し上げます。

当企業団では、新たに水道を引くに当たり、道路に布設している水道本管から宅地までの管路の延長が50メートル以上の場合、岩手中部水道企業団遠距離給水工事費補助金交付要綱に基づき、その補助金を交付しております。

その補助率は、新設されるメーターや止水栓の件数により20%から50%となっており、補助金の額は1件当たり45万円を上限としております。

本制度の周知については、新たに水道を引く場合、必ず当企業団に事前相談や申請が行われることから、必要に応じて制度の説明をしております。

補助要件、補助金の額については、県内の他の水道事業体の補助と比較して妥当と考えておりますが、補助金の額は水道料金を積算根拠としていることから、次回の水道料金見直しに合わせて、補助要件の緩和、増額も含め検討して参りたいと考えております。

次に、水道料金を滞納した場合の対応についてであります。

未納、滞納の内訳についてであります。令和6年3月31日時点での令和5年度の水道料金

の未納件数は2万2,087件、未納額は1億208万6,600円となっております。

次に、給水停止についてであります。水道料金未納者に対し、納期限の翌日に督促状を送付し、なお未納が続く場合に給水停止予告書を送付します。その予告書に記載された指定の期限までに、納付の御相談やお支払いがなされない場合には、給水停止を行うこととしております。

次に、各自治体との情報交換についてであります。水道利用者から当企業団やお客様センターに相談があった場合に、必要に応じて構成市町の福祉担当課や社会福祉協議会との情報共有を図っております。

次に、水道料金の見直しについてであります。

利益剰余金等を活用しての水道料金の引き下げについてであります。利益剰余金等のいわゆる留保資金は将来の施設更新の財源と捉えており、ここ数年は減少傾向にあります。

また、物価や労務費等が年々上昇し、今後も厳しい経営状況が見込まれることから、これらを踏まえましても、水道料金の引き下げは難しいものというふうに考えております。

以上であります。

○議長（平野明紀君） 11番、高橋久美子議員。

○11番（高橋久美子君） はい。最初の1項目目について再質問させていただきます。

周知のほうなのですが、本人、その世帯のかたが申し込んでから水道事業者に相談するようにということの答弁でありましたが、そういうことじゃなくて、今現在、井戸水など、あとは、安全面においても放置されているかたがたに対してのその周知の方法、以前お聞きしたときには、地図を見れば水道企業団のほうで水道を引いてないという状況はわかっている、今現在においては数も少ないのでわかると思うんですが、そういうところに直接、直接というか、遠巻きにっていうんでしょうか、そういう周知の方法は、今、特に具体的にないということでしょうか。

○議長（平野明紀君） 営業企画課長。

○営業企画課長（照井秋彦君） 高橋議員の質問にお答えさせていただきます。

遠距離補助金等についての周知に関する現状ですけれども、先程の答弁でもありましたけれども、実際は、窓口に水道管を新たに引きたいかたというのは、どこに水道管があるかなというところで窓口に来られるのが一般的であります。

で、その際に、配水管から遠いということであれば、その時点で遠距離補助金等ありますよということの説明させていただいているところですが、高橋議員さんから、今お話があ

りましたが、もう少し前に進んだ、一步前進した、周知の仕方というんですか、やはり今のところは来たときにお伝えするというふうな形ですので、一つはですね、今考えてるところは、ホームページのほうにお客様へという形で、いろいろ料金とか、断水したときとか、いろいろそういったお客様への情報を載せている場所があります。そちらの場所にですね、今回のような遠距離補助金等の補助というものがこういった形でありますよということをもう少し具体的にわかるような形で周知するような、周知の仕方というのは必要なかなと思っておりますので、これらに関しては検討して参りたいと思っております。

以上です。

○議長（平野明紀君） 11番、高橋久美子議員。

○11番（高橋久美子君） はい。この補助金の制度の要綱の緩和とかというのは今は考えてないということですが、盛岡市などにおいても所有者が3人以上という条件はあるけれども、30メートル以上で経費の10分の8に相当する額、最高200万円の補助とか、福島市は対象戸数が3戸以上で1戸当たり20メートル以下は全額水道局が助成し、20メートルを超える場合は半分を水道局が助成などと、やっぱり全国いろいろなところを見ても、この状況に合ってるっていうふうな答弁でありましたが、その新しい計画を考えると、やはり全国での事例を参考にいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（平野明紀君） 営業企画課長。

○営業企画課長（照井秋彦君） 高橋議員の質問にお答えさせていただきます。

今回御質問いただきまして、私どものほうでもいろいろ調べさせていただきました。

実際は、まず県内というところで現状をということで調べさせていただいたんですけども、令和6年になって奥州市さん、そして一関市さん、ちょっと年度的には最近になってなんですけれども、奥州市さん、一関市さん等が似たような形の補助制度をつかって、要綱があるような形です。

で、先ほどの答弁でお答えさせていただいて、比較して妥当だとちょっとお答えさせていただいたのは、この県内の、自治体さんの要綱と比較させていただいてというところではありますけれども、限度額等も大体、基本的に10万円程度の差というのは実際はあるんですけども、いろいろな運用の仕方等を比較してみると、現状では我々のほうがお客様にとっては使いやすいというふうな形では見させていただきました。

ですが、実際こういった形で議員さんからもお話があるというのは、物価高騰とか、こういった現状が今あるので、例えば施工単価のほうもちょっと上がってるからということで、そ

こら辺の形の見直しが必要ではないかということの意味合いがあると思います。

ということで、我々のほうの実際の、要綱ですか、のほうもどういった形での仕組みというんですか、積み上げになってるかなというところで、もうちょっと勉強させていただいたんですけども、答弁でもありましたけれども、現状の水道料金をちょっと基本にですね、限度額というものを設定させていただきました。

その限度額が水道料金だということも一つあるんですけども、奥州市さん、一関市さんのほうとも比べても妥当ではあるんですが、いずれは、見直しというのは、検討は必要だというふうには思います。

水道料金の見直しというのも、定期的にはですね、変えるわけではないんですけども、妥当なのかということで見直しを図るときがあるので、その際にあわせてですね、これの遠距離補助金の要綱のほうもですね、見直しを図るという形では考えたいというふうに思っているところが今の現状であります。

以上です。

○議長（平野明紀君） 11番、高橋久美子議員。

○11番（高橋久美子君） それでは、2項目目の質問なんですが、今、滞納の件数と金額を教えてくださいました。3市町の内訳って、もしわかればお願いします。

○議長（平野明紀君） 営業企画課長。

○営業企画課長（照井秋彦君） 高橋議員の質問にお答えさせていただきます。

2万2,087件という形で、先ほど答弁のほうで3月末締めでの数字になりますけれども、こちらで報告させていただきましたけれども、こちらを市町村別に分けますとですね、北上市が2万2,000件のうち1万1,901件、花巻市が7,853件、紫波町さんが2,333件という内訳になります。

金額もですか、件数でよろしいですか。はい。

○議長（平野明紀君） 11番、高橋久美子議員。

○11番（高橋久美子君） はい。最初の答弁のほうで、給水は制限じゃなくて停止というふうには、最終的には、という答弁がありましたけど、私的には災害のときなどね、いっぺんに水を配給するくらい、どんなことがあっても水は止めてはいけないと思うし、止めていないと思ったのですが、その滞納した場合の給水停止への流れ、その期間的なところがわかれば、詳しくちょっと教えていただきたいです。

○議長（平野明紀君） 営業企画課長。

○営業企画課長（照井秋彦君） 高橋議員の質問にお答えさせていただきます。

給水停止までの流れということで、先ほど答弁でもありましたけれども、もう少しちょっと具体的にというか、お話をさせていただきます。

まず月末が納期限になっております。月末が納期限で、そちらのほうで未納という形のかたが出てきますけれども、次に督促状というのが次の月の中旬あたりに督促状というのが出ます。

具体的な数字があったほうがちょっとわかりやすいかと思しますので、3月分を例にとって説明させていただきます。

3月分で未納となった件数がちょっと丸く大きな数字で言わせていただきますけれども、大体まず先ほどと同じ2万件という形になります。そちらを今度は督促状、次の月の中旬にどのくらいになったかというとですね、2万件が督促を出す時点でですね、4,800件くらいの数字になります。そのかたたちに督促状という形でお出しします。

結局2万件から大体大きくて、5,000件くらいにこう差が縮まるわけですけども、我々の構造上、ちょっと3月31日で締めてしまうものですから、その2日後とか3日後とかに、ちょっと口座の関係で遅れて入ったりとかですね、そういった形でどうしてもタイムラグが出てしまったりする形で、なかなか次の月の中で閉じると、2万件がまず5,000件くらいに一気にどっと数字が落ちます。

そこで実際の未納というふうな形になってる状態だと思うんですけども、そのかたたちに督促状というのを発送します。

その次の流れですけれども、次は給水停止予告書というのがまず出る形で、それも次の月の中旬に出す形になります。

その時点では、先程の大きく言いますけど、5,000件ほどの数が1,300件ほど、ちょっと月によっても大きくは違うんですけども、3月分でお話しさせていただきますと、1,300件ほどの数になります。1,300件ほどそのかたたちに対して給水停止予告書ということで、お支払いくださいという形で通知書が届きます。2万件からまず1300件くらいにその数字がまず落ちます。

と言ったところで、次に給水停止という執行という形になるんですけども、ここの流れというのが実際に議員さんの御心配いただいているところなんだと思います。実際どうやって動いているのかなというところなんだと思うんですけども、給水停止に至るまでですね、このまずこの給水停止予告書というのをまずお出ししますけれども、実際に給水停止に移るまでにはですね、その月の給水停止予告書の25日まで期限を設けてお支払いくださいということでしてま

だくんですけれども、まずは一旦、この停止する前にですね、一旦全員のかたにお電話をかけたさせていただいています。

今度は電話をかけると、忘れてたとか、来てたのかとかっていうのが、ほとんどがそういった形なんですけれども、そういった形でまずお電話をかけてます。

例えば議員さんが御指摘のようにお困りのかたというのが実際いらっしゃると思います。

そういったかたたちには、そこでまず一旦御事情というんですか、があると思いますので、そこでまず御事情をお聞きしたりして、もしお困りだということであれば、事情にもよりますけれども、紙でですね、その計画書的なものを作ったりして、じゃあこういった形で計画立ててお支払いいただきますかとかっていうような形で相談にのったりしてですね、そういった形で計画を作ったりして、そのかたたちに応じた形でお支払いを促したりというような形をとらせていただいています。

実際にそれでもちょっとお支払いいただかないかたということで、実際に今度は翌月の中旬あたりに給水停止という形には実際になるんですけども、そのときに3月分で申しますと159件ほどが給水停止という形の執行に実際になりました。

先程の最初の2万件ほどの数字から、この時点で150件ほどの数字になっております。

このときも給水停止のときも実際には、現地に行く形になりますので、実際に御訪問させていただいて、実際にノックっていうんですか、家のほうには訪問させていただいて、もしいらっしゃったらばお話をしたりという形には、実際にはこちらの時点でもなります。

あと、もし執行になって、もし、何かあってもというところも恐縮ですけれども、この給水停止、もしした場合はですけれども、3営業日後にですね、現状また同じ場所に行ってですね、また御訪問させていただいております。特に異変等ないとか、そういった形で現場のほうは見させていただいている形です。

いずれですね、流れ的にはこういった形なんですけれども、実際にお困りのかたに関してはこういった形で3回は実際電話、訪問、再訪問という形で実際に会うときがありますので、その際に御事情をお聞きして、いずれその御事情に即した形の対応というのはとらせていただいている形です。

ただし、ほとんどのかたというのは、やはり止めるまでじゃないと、なかなかちょっとお支払いをちょっと延期してるっていうのは、実際ちょっと多いのが実情です。

2万件が先程の150件まで落ちる形になるんですけれども、この流れという過程で、やはり2か月ほどお支払いを、なかなかちょっとこう遅らせたいなというところがお客様のほうにも

あったりするものですから、そちらはまず逆に私どもの立場からでもお話しさせていただきますと、お客様が実は溜め過ぎてしまうと、本当は1か月分ならお支払いできるんだけど、2か月、3か月分溜まってしまうと、逆に今度お支払いできないというふうな、お支払いに困るというのが現状があります。

そういった形も逆に防ぐ形もあって、きちっとした執行も、事務的にはしていかなければならないかたたちも実際にいらっしゃいます。お客様のためでもありますけれども。

ただし、議員さんが一番考えていらっしゃるところは、困窮してるかたっていうところだと思いますので、そのかたたちに関しては、御事情によって先ほどお話しさせていただきましたが、計画書を作ったり、あと延納というんですか、ちょっと延ばしたりというふうな対応は、その実情に応じてとらせていただいているということです。

以上です。

○議長（平野明紀君） 11番、高橋久美子議員。

○11番（高橋久美子君） 最終的に給水停止というかたが159件もあったということにちょっと驚いたのですが、国でも、コロナ禍とか、物価高騰の中でも機械的な給水停止を行わないように、支払猶予についても、企業団でも可能、期限云々についてはそれぞれで決めて、分割払いなので無理なく納めるようにと、もう初めからしてるので、それはもう当たり前、今お話しされたことは当たり前だとして、さらにこう止めないような努力が企業団にも必要じゃないかなと思ったところです。

というその原因には、やっぱり1か月の水道料金の平均が4,939円となっております。水道法の第1条でも清浄にして豊富低廉な水の供給、あとは公衆衛生の向上と生活環境の改善というふうに水道法でもうたわれてるんです。

低廉ってしてるんですけども、中部企業団の水道のところは4,939円で、全国的に見ても一番安いところの県は3,000円、ごめんなさい、神奈川県2,142円。県内では宮古市が3,377円、毎月でも1,562円もやっぱり差があるということです。

全国で一番水道料が安いのは富士河口湖町、山梨県835円ということで、どうしたらこんなに安いんだろうと思うのですが。

やっぱり引き下げは今考えてないということの答弁でありましたが、令和2年5月、厚労省からコロナの影響を踏まえた事業に対する財政支援というのが、交付金が各自治体にあたり、そのお金は水道には回るお金はなかったということは聞きましたけれども。

令和6年の10月11日付の総務省自治財政局の財政課から、ごめんなさい、10月1日付ですね、

地方創生推進事務局から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューの取扱いを明確にした、Q&Aの中を見たんですが、物価高騰の影響を受けている個人や事業者への支援のため、地方公共団体が徴収する上下水道料金を減免する場合に、交付金を充当できるかというクエスチョンの答えとして、地域の実績、実情に応じて、必要あれば地方公共団体が徴収する使用料等の減免も含め、対象となり得るとあります。

このような国の予備費とか地方創生臨時交付金なるものを活用できるとした場合は、引き下げも考えられるのではないことないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（平野明紀君） 営業企画課長。

○営業企画課長（照井秋彦君） はい。高橋議員の質問にお答えさせていただきます。

以前のコロナ交付金等の臨時交付金とございました。

確かにそちらの場合もですね、交付金の活用ということがお話がありまして、その際、我々のほうでも構成市町さんのほうには御要望させていただいたという実情は確かにありました。

ただし、交付金の活用にあたっては、各事業体さんがいろんな事業がありますので、そちらの事業に対して、なかなか水道の方面にということなかなか難しい実情があると思いますけれども、そこら辺、構成市町の判断にはなるとは思いますけれども、我々も交付金等の活用があれば、情報が入ればですね、そちらに関しては要望していくという形では考えておるところでございます。

○議長（平野明紀君） 以上で、11番、高橋久美子議員の質問を終結いたします。

次に、5番、照井明子議員。

○5番（照井明子君） 5番、照井明子でございます。議長のお許しをいただき、通告に従いまして災害対策について質問をさせていただきます。

去る8月22日、岩手中部水道企業団によります危機管理研修が実施され、講師として静岡市上下水道局上下水道経営企画課職員によりまして、静岡市の水道事業における災害対応として、令和6年能登半島地震における応援体制について、及び令和4年度台風災害対応の報告がされ、私も本報告書をいただきました。この研修を踏まえて、今後の中部水道企業団にどう活かしていくのか、お伺いをいたします。

1点目は、当企業団における危機管理対策の検証及び改善点についてお伺いいたします。

能登支援報告書では、災害派遣によって得られた知見として、情報の重要性が述べられております。

1つ目は、情報共有と情報開示についてお伺いいたします。

2つ目は、災害対応の課題として、大規模断水対策の事例に、耐震性貯水槽や防災用井戸などの事例が示されておりますが、当企業団における現状及び整備についてお伺いいたします。

2点目は、支援側の宿泊体制整備についてお伺いいたします。

私は、2月定例会において特別緊急支援者の配置を提案いたしました。

能登半島地震発生直後から支援側の宿泊所不足が国会でも取り上げられ、移動式車両やコンテナ等の活用について国の動きが報告されております。国の動きと今後の体制整備についてお伺いいたします。

3点目は、人材確保と育成についてお伺いいたします。

災害対応するためには、多くの知識、経験に裏付けされた技術や技能が必要であり、それらは日常業務によって培われると捉えております。水道事業に特化した職員確保、育成についての現状をお伺いいたします。

4点目は、災害時における公公連携、公民連携の強化についてお伺いいたします。

国は、水道事業のさらなる広域化や民営化を進めておりますが、広域化、民営化では災害対応は困難と捉えます。

また、業務委託の推進により、現場の災害対応能力が奪われているとの指摘もされております。災害に耐えうる水道事業の構築は、広域化推進、推進ではなく、当水道企業団の直営を堅持し、公公連携や公民連携の強化こそ重要と捉えますが、御所見をお伺いいたします。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（平野明紀君） 企業長。

○企業長（八重樫浩文君） 照井明子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、危機管理対策の検証と改善点についてであります。

まず、災害時における情報共有及び情報開示についてであります。職員間の情報共有につきましては、携帯電話等を使用して、現場と事務所の相互で情報の収集や共有を行っております。

今後は、令和6年能登半島地震を初めとした様々な災害対応現場における事例について研究を行いまして、さらに迅速な情報共有に努めて参ります。

また、災害時の情報開示につきましては、当企業団のホームページやSNS、広報車による巡回等により行っております。

情報開示に使用する広報媒体によって情報の伝わり方が異なることから、効果的な開示方法を模索し、構成市町との連携を通じて情報開示の効果をさらに高める取り組みを行って参ります。

す。

次に、耐震性貯水槽、防災用井戸等の現状と整備についてであります。

耐震性貯水槽は、紫波町内に1基整備しており、40立方メートルの飲用水が提供可能となっております。

防災用井戸等については、災害による断水時に生活用水の供給を目的とした個人や地域コミュニティなどが管理するものであることから、当企業団では把握できておりません。

災害時には、危機管理マニュアルに基づき、公共施設等に給水タンクを設置し、飲用水の提供を行うこととしております。

次に、支援側の宿泊体制整備についてお答えいたします。

支援を行う職員の宿泊場所につきましては、日本水道協会などが提供する宿泊施設の情報を利用して確保することとしております。

しかしながら、令和6年能登半島地震においては、支援職員の宿泊場所を活動拠点の近くに確保できないといった課題がみられたことから、国が対応について検討をしております。

内閣府がまとめました災害応急対応の自主点検レポートにおいて、施策の検討が示されたほか、国土交通省が公表した上下水道地震対策検討委員会報告書では、上下水道においては、浄水場や下水処理場を防災拠点化することが効果的であるとしております。

今後も国の動向に注視して参ります。

次に、人材確保と育成について申し上げます。

当企業団の給水区域で災害が発生した場合、企業団危機管理マニュアルに定める基準により、職員を招集、配備するなど、被害状況に応じた体制を整えております。

また、災害対策を行う人材の育成につきましては、計画的な訓練の実施や危機管理研修を通じて、災害対応能力の強化に取り組んでいるところであります。

次に、公公連携、公民連携の強化について申し上げます。

災害時における公公連携については、国、県及び構成市町による災害応援のほか、盛岡市上下水道局及び八戸圏域水道企業団とのパートナーシップ協定による連携、日本水道協会の会員相互の連携があります。

また、公民連携については、水道工事業組合をはじめとした民間事業者と災害復旧などを目的とした協定を締結しております。

今後も、構成市町や水道事業体、協定提携団体との合同訓練や定期的な意見交換等を行い、さらなる連携強化に努めて参ります。

以上であります。

○議長（平野明紀君） 5番、照井明子議員。

○5番（照井明子君） 再質問いたします。

昨日でしたか。新聞報道に、一関市と水道工事業組合との災害時の応急活動訓練が掲載されておりました。一関市では耐震性の貯水槽を一関図書館含め4か所に設置されていることが紹介されております。

この耐震性貯水槽の設置は、企業団が主体で設置するというものではなく、自治体とすれば、各構成自治体が公共施設の場合は設置をするというふうな捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（平野明紀君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤清基君） 危機管理課の佐藤でございます。照井明子議員の質問にお答えいたします。

耐震性貯水槽の設置につきましては、飲料水の確保を目的としておりますので、設置は企業団が設置するものと考えております。

○議長（平野明紀君） 5番、照井明子議員。

○5番（照井明子君） そういたしますと、まだこの設置には至っていないという、そういった御答弁の理解でよろしいでしょうか。

○議長（平野明紀君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤清基君） 耐震性貯水槽につきましては、紫波町に1基、40立方メートルの耐震性貯水槽を設置しております。この1基だけになっております。

○議長（平野明紀君） 5番、照井明子議員。

○5番（照井明子君） 今後の設置数を増やしていくという計画、新しい水道ビジョンの中でそのような検討もされるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（平野明紀君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤清基君） 耐震性貯水槽の目的は、災害時の飲料水の確保というところでございます。

企業団としましては、水道水の確保を配水池に緊急遮断弁を設置して、自動的にバルブが閉まる仕組みになっております。地震で異常流量が発生した場合は、自動的にバルブが閉まりまして、飲料水を確保できる仕組みに既になっておりますので、配水池による給水拠点化というもので、避難所、仮設水槽への運搬、給水、その水を使って行うということで、今のところ耐震性貯水槽を設置する計画はありません。

○議長（平野明紀君） 5番、照井明子議員。

○5番（照井明子君） はい。

一関市ではですね、先ほど言いました図書館、それから一関保健センター、それから南小学校と山ノ目小学校に設置をされているということでございます。

小田原などの事例も見ましても、20数か所設置、小田原市では設置されているということで、こうした各自治体との連携等の取り組みということも必要になるのかなと、単に水道企業団だけの問題ではないのかなというふうに私は感じたところでありまして、取り上げたところでございます。

次に、先ほど御答弁にもあったと思っておりましたけれども、人材確保と育成のところですね、計画的訓練の実施を行っているという御答弁ございました。

それで、一関市さんで、先頃報道されたこの応急復旧への連携訓練、これはですね、市民も参加しているようでございます。消防署や地元の行政区長ら、関係機関、団体から82人が参加したというように報道されております。

こうした当企業におけます住民関係機関との災害時の応急訓練についての現状をお伺いしたいと思います。

○議長（平野明紀君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤清基君） はい。応急給水訓練について、質問に御回答いたします。

応急給水訓練につきましては、当企業団においても1回以上実施しております。

毎年、市町ごとに順番に給水訓練をしているところでございます。

本年は、紫波町のショッピングセンターさんの協力をいただいて給水訓練を実施したところでございます。住民のかたがた、ショッピングセンターに訪れたかたがたにも参加していただいて、今年度は実施しました。

ショッピングセンターの御協力もいただいて、事前に店内での案内というのもありましたので、住民の参加もしていただいたところでございます。

○議長（平野明紀君） 5番、照井明子議員。

○5番（照井明子君） はい。了解いたしました。それから、静岡市の能登支援の報告の中では、静岡市の担当職員のかたは発災翌日の2日には出発をされておりました。

3日から応急給水活動、応急復旧活動を行ったというふうに報告されております。

やはり迅速性、これが本当に問われるのだなということを感じましたし、また、災害対応への技術、経験、これが大変重要であるということを経験から私も感じ取りました。

それは本当に日常生活、日常業務から培われているものだというふう感じたところでございます。

国が進める広域化は、岩手県でも広域化推進プラン作られておるわけですがけれども、私はあまりにも広域化したのでは災害対応が困難になるというふうに思っているものです。

事実、岩手県水道広域推進プランには災害対応がないんですね。書かれておりません。

これ以上の広域化の推進、あるいは民営化、また過度の業務委託、これらは災害対応の点からも避けるべきではないかというふうに私は思っているわけですがけれども、御所見について伺いしたいと思います。

○議長（平野明紀君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤清基君） はい。私も災害対応、大変重要だと思っております。

令和6年度の能登半島地震では、危機管理研修でも資料を拝見しまして、特に災害の初動対応や復旧での即時対応というものが、即時即決というところが求められているというのがわかりました。研修で理解したところでございます。

それらの技術力、判断力、調整力を向上することができる人材育成が必要だと考えております。

今後の災害訓練や危機管理研修において、それらの要素に重点を置いたテーマで企画研修を実施して参りたいと考えております。

あと、県との災害対応なんですけれども、県内全域の水道事業者と連絡訓練等も実施しております。そういうところでも県内水道事業者との連携強化で災害対応というところを確認しているところでございます。

○議長（平野明紀君） 5番、照井明子議員。

○5番（照井明子君） はい。そのとおりだと思っております。

やはり公公連携、公民連携、これの強化、広域化推進のみが、こういった私たちの命の水を守れるかどうかというところは、慎重にですね、議論していかなければならないというふうに思っているところでございます。

水道法は、地方自治体の責務を定めております。と同時に、国には水道事業への技術的、財政的な支援を求めています。

水道の耐震化や、水道の予算と人員の確保は、国が財政的に支援すること、これが大変重要であるということ。これは今、国の所管が国交省、環境省に移管をされました。しかし、この点については移管をされても変わることはない、このように私は認識しておりますが、その点

についての御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（平野明紀君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤清基君） はい。議員がおっしゃるとおりと考えております。

国の行政が厚労省から国土交通省、環境省に移った。国のほうも厚労省での良いところというのを引き継ぎながら、国交省と環境省の強みというところも発揮、出しているというのを感じているところですので、今後、国の動向等、確認しながら、我々も、強靱化というか、そういうものを進んで参りたいと考えております。

○議長（平野明紀君） 以上で、5番、照井明子議員の質問を終結いたします。

**日程第6 報告第1号 令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書
について**

○議長（平野明紀君） 日程第6、報告第1号、令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（木村仁君） ただいま上程となりました、報告第1号、令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、事業名、横川目地区配水管工事の予算1,300万円を地方公営企業法第26条第1項の規定により令和6年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

本事業につきましては、令和5年度に契約済みであり、令和6年6月に完了しております。

以上で令和5年度予算繰越計算書について説明を終わります。

○議長（平野明紀君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって質疑を終結いたします。

**日程第7 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足
比率の報告について**

○議長（平野明紀君） 日程第7、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（木村仁君） ただいま上程となりました、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

これは、同法第22条第1項の規定に基づき、前年度決算における資金不足比率を報告するものでありますが、当企業団では資金不足が生じていないため、比率は算出されておられません。

以上で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について説明を終わります。

○議長（平野明紀君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第8 議案第6号 令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（平野明紀君） 日程第8、議案第6号、令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（木村仁君） ただいま上程となりました、議案第6号、令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

決算書1ページをお開き願います。

1、概況であります。令和5年度は水道ビジョンの実現に向け、安全で安心な水を安定的に供給できるよう、水道施設の維持管理や漏水の調査、修繕、施設の更新などを行い、効率的な事業運営に努めました。

また、令和4年度から業務を開始した危機管理センターにおいては、クラウド監視システムが完成し、これをもって危機管理センター整備事業が完了したところであります。

今後も、安全、強靱、持続の3つの観点から、水道ビジョンに掲げる地域と未来をつなぐ岩手中部の水道の基本理念のもと、水道事業運営に取り組んで参ります。

次に、業務の状況であります。給水戸数は9万6,863件で、前年度に比較して280件、率にして0.3%の減、給水人口は20万6,335人で、前年度に比較して2,108人、率にして1.0%の減となりました。

総配水量は前年度に比較して0.4%の減、有収水量も0.4%の減となり、有収率は前年度と同じ87.2%となりました。

続きまして、建設改良工事の状況であります。原水及び浄水施設整備事業として、高円万寺浄水場水質発信器更新工事等を施工しました。

配水及び給水施設整備事業として、耐用年数を経過した配水支管の更新のほか、水路の改修などに伴う配水管移設工事を行いました。

危機管理センター整備事業として、集中監視システム構築工事等を施工しました。

水道管路緊急改善事業として、13か所の基幹管路の更新工事と設計業務を行いました。

営業設備費として、水質検査機器の更新、電気自動車の購入及び充電設備の設置を行いました。

2ページ、漏水対策の状況であります。夜間流量監視のほか、路面音調調査、流量測定調査などにより366件の漏水箇所を発見し、その修繕を行いました。

経営収支の状況であります。収益的収支は、事業収入が61億5,995万921円で、前年度に比較して3,806万5,139円、率にして0.6%の減となりました。

また、事業費用は59億697万9,715円で、前年度に比較して5,609万4,321円、率にして0.9%の減となり、その結果、令和5年度の純利益は2億5,297万1,206円となりました。

資本的収支は、収入総額が23億6,717万1,540円で、前年度に比較して26.5%の減となりました。

また、支出総額は53億3,431万2,270円となり、前年度に比較して18.6%の減となりました。

その結果、収支差引不足額は29億6,714万734円となりましたが、これを過年度分損益勘定留保資金等で補てんしております。

3ページ、(2)経営指標に関する事項は事業経営の実態を示したものであります。

表を御覧ください。

経営の健全性を示す経常収支比率は、前年度に比較して0.34ポイント増の104.28%となりました。

これは、収益が減少したものの、それ以上に費用が減少したことによるものです。

料金の収益性を示す料金回収率は、前年度に比較して0.33ポイント増の100.34%となりました。

事業運営に必要な料金収入を確保できておりますが、今後、料金水準の検討が必要な状況にあります。

償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度に比較して0.77ポイント増の48.38%となりました。

法定耐用年数を超過した管路延長の割合は、前年度に比較して1.64ポイント増の13.36%とな

りました。

令和5年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は、前年度に比較して0.43ポイント減の0.70%となりました。

これは、口径の大きな基幹配水管を重点的に更新したため、更新延長が前年度に比較して減少したことによるものであります。今後も計画的な施設更新を行って参ります。

4ページ、(3)議会議決事項は、議決認定賜りました10件を記載しております。

(4)行政官庁認可事項から5ページの(6)料金その他供給条件の設定変更に関する事項までは説明を省略させていただきます。

6ページ、2、工事については、1件1,000万円以上の建設改良工事を8ページまで記載しております。

9ページからは、3、業務について、12ページからは4、会計について、地方公営企業法施行規則に定められた事項について記載しております。説明は省略させていただきます。

16ページ、17ページには、収益的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載しております。

収入の第1款、水道事業収益は、決算額が66億7,686万2,930円で、予算額68億76万9,000円に対して1億2,390万6,070円の減となりました。

支出の第1款、水道事業費は、決算額61億4,918万5,520円で、予算額65億9,701万3,000円に対して4億4,782万7,480円の不用額となりました。

18ページ、19ページには、資本的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載しております。

収入の第1款、資本的収入は決算額23億6,717万1,540円で、予算額27億7,322万8,000円に対して4億605万6,460円の減となりました。

支出の第1款、資本的支出は決算額53億3,431万2,275円で、令和6年度への繰越額の1,300万円を除く予算額60億7,492万6,000円に対して7億2,761万3,726円の不用額となりました。

21ページ、損益計算書であります。当年度純利益は2億5,297万1,206円であります。

22ページ、23ページの剰余金計算書であります。資本金剰余金の令和5年度末残高をそれぞれ記載しております。

中段の剰余金処分計算書であります。令和5年度未処分利益剰余金2億5,297万1,206円を利益積立金で積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を求めるものであります。

以降の説明は省略させていただきますが、24ページ、25ページには、貸借対照表、27ページにはキャッシュフロー計算書、28ページから34ページには収益的収支の明細を消費税抜きで記

載しております。

35ページから37ページには、資本的収入及び支出の明細を消費税込みで記載しております。

38ページ、39ページには、固定資産明細書、40ページからは企業債明細書をそれぞれ記載しております。

以上、令和5年度決算の概要について御説明を申し上げましたが、利益剰余金の処分の決定と併せまして、よろしく御審議の上、原案のとおり議決及び認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野明紀君） 続きまして、令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算審査についての報告を行います。

書記をして決算審査意見書の朗読をさせますが、朗読は第7、審査の結果までとし、第8、審査の概要以降は朗読を省略します。書記。

○書記（菅原健志君） 令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算審査について報告いたします。

第1、審査の種類。令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算に係る決算審査。

第2、審査の対象。令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計に係る事業報告書、決算報告書、財務諸表及び決算附属書類。（以下「決算書類等」という。）

第3、審査の着眼点。1、事業の運営が当初の目的に対して計画どおり進んでいるか。

2、決算書類等が証拠書類に基づき計数に誤りがなく、地方公営企業法等関係諸法令、（以下「法令」という）に準拠して調整されているか。

3、事業が合理的、かつ効率的に運営されているか。

4、会計事務が適法な手続によって処理されているか。

5、予算の執行は適正に行われているか。

第4、審査の主な実施内容。諸帳簿のほか、例月現金出納検査などを参考にし、必要に応じて関係職員の説明を求め実施した。なお、審査は全て岩手中部水道企業団監査基準に準拠して行った。

第5、審査の実施場所。花巻市交流会館、第3会議室及び第4会議室。

第6、審査の日程。令和6年6月28日、7月23日、8月27日及び9月27日。

第7、審査の結果。1、決算書類等は、法令の規定に準拠して調整されているものと認めた。

2、決算書類等に記載された金額は、会計伝票、諸帳簿及び証書類等と符合し、計数的に正確であると認めた。

3、事業の経営成績及び財政状態は、適正に表示されているものと認めた。

4、予算執行については、おおむね適正であり、運営についても公営企業の基本原則にのっとり、適正に執行されているものと認めた。

以上であります。

○議長（平野明紀君） これより質疑に入ります。4番、白鳥顕志議員。

○4番（白鳥顕志君） はい、4番白鳥です。

令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算の認定に係る質疑、3つ程させていただきます。

まず、3ページの6行目のほうですね上から、2番の経営指標に関する事項というところの6行目に、今後の需要減少に対応した水道料金水準の検討が必要だと記載されてますけども、検討の方向、スケジュール感についてちょっとお聞きしたいんですけども、基本的に多分引き上げの方向で想定されてると思いますけども、来年度中に策定予定の新水道ビジョンの中で検討する予定でしょうかというのをお聞きしたいです。これがまず一つ。

次、2つ目、5ページになります。職員に関する事項を見ますと、職員数が減っておりますが、その影響で職員の時間外労務の状況はどうかという、一人当たりの最大の時間外勤務時間、令和5年度の実績値を教えてくださいなと思います。

はい。次、3つ目です。14ページに入ります。14ページの2番の委託、一番上の表ですね、これの紫波町上下水道施設運転維持管理業務委託は、令和6年度から1、2、3、4、8行目くらいと思うんですけども、業務委託費に係る新たな契約では5億6,100万円ですね、予定されております。

で、令和5年度までの契約金はこの括弧が複数年に渡る契約総額と書いてますけども、4億7,614万3,000円ですね、で、今年度分が1億とんで527万6,335円と2行目ですね、と読み取れますけども、これ去年のですね、去年の決算書を見ますと、契約金額がこの4億7,600万ではなくて、4億6,600万となっております、昨年の10月の議会で可決された補正予算第1号では、債務負担行為に関する調書を見ますと、業務委託に係わる5年間の限度額が4億7,000万とんで90万2,000円というちょっと細かい数字、ちょっとずれがあるんですね。

で、5年度の支払義務発生予定額は、そこでは一応9,748万2,000円となってるんですけども、ちょっと細かい数字は抜きにしまして、5年度までの契約の金額がちょっとずれてるので、これが動いた経緯について、もし説明できればお願いします。

というのと、5年度までの契約と比較して、6年度が18%くらいちょっと上がってるので、

これ妥当な金額でしょうかという、部材費も上がっていると思うので、それが妥当な金額かというのと、あと最後、契約方法は競争入札なのか、随意契約なのか、そのどちらかにしたという理由も含めて教えていただきたいなと思います。

あともう一つ、追加でちょっと、40ページ以降、私もちょっと知識が不足なのでお聞きしたいんですけども、いろんな表を見ていくと、政府資金というのがだあっときて、機構資金っていうのがあるんですけども、平成の後半から政府資金っていうのがほとんどなくて、機構資金でいろんなことをやってるように見えるんですけども、この水道事業のいろんな工事に対して政府から資金が来てないっていうことで、認識で合ってるのかどうか、ちょっとこの辺、素人なので教えていただければと思います。

以上、すいません、4つお願いします。

○議長（平野明紀君） 営業企画課長。

○営業企画課長（照井秋彦君） まず、白鳥議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目です。決算書3ページの今後の需要減少に対応した料金水準の検討が必要であるという項目についての今後の料金の見直し等に対するスケジュール感というんですか、に関してという御質問でした。

議員、御指摘のとおりですね、令和8年度よりの始まりとなります新水道ビジョンにおきまして、経営戦略という中身のものもですね、検討する形になっております。

この中でですね、国のほうからも経営戦略と改定に関してはですね、料金改定等の抜本的改革を踏まえるようにというふうな形で記載されております。

それに伴いまして、我々のほうでもですね、必要経費である総括原価だとか料金水準については、検討していく必要はあると考えておりますので、こちらの中でまず検討していきたいというふうな形で考えております。

以上です。

○議長（平野明紀君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） はい。2点目のですね、5ページの職員に関する調書の中での職員が減少したという御質問にお答えいたします。

トータルを見ますと、94人から92人ということで、2名の減という格好になってます。

内訳につきましては、ひとつは正職のかたがですね、昨年度は年度途中でちょっと事情がありまして退職されたというので、そこの補充ができなかったというところがございます。

もう一人につきましては、会計年度任用職員のもので、任用形態につきましては、令和4年度

と令和5年度の中です、機構改革がありましたことから、統合集約して1名減ったという内容になってございます。

時間外の数字につきましてですね、残念ながら今資料を持っておりませんので、後ほどお知らせをお示ししたいと思いますけれども、トータルではですね、全体では時間外の時間数は減っております。

若干時期的なものもございましてですね、特筆する時期もありますけれども、トータルとしまして、ここ数年は着実に時間外の時間は減っております。

以上です。

○議長（平野明紀君） 施設第一課長。

○施設第一課長（高橋文也君） 14ページです。上のほうに書かれてます紫波町上水道施設運転維持管理業務委託の、令和5年度の金額の違いとところでございますけれども、ちょっと大まかな話になって申しわけございません。ちょっと詳しい数字持ってないところですけども、この委託の中にはユーティリティー費といまして、動力費、薬品費、また通信費等含まれております。その上昇した分というところでございます。

以上でございます。

はい。失礼いたしました。契約につきましては、プロポーザル方式で契約しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野明紀君） 営業企画課長。

○営業企画課長（照井秋彦君） 白鳥議員の4つ目の質問にお答えさせていただきます。

借入れの関係で最初のほうは政府資金が多かったと。で、だんだん機構資金のほうにシフトして、国からの資金の提供がなくなったのじゃないかなというふうなお話の件でございます。

借入先に関してはですね、先程の決算の書類にもございましたけれども、借入れの種類としまして、14ページですけども、企業債の概況の表にあります政府資金、地方公共団体金融機構資金、で、その他金融機関ということで、民間の資金と、この3種類で我々のほうで借入れさせていただいております。

最初の頃は政府資金という、あくまでも借入れの先が政府資金ということで多かったんですけども、国からの借入先の割り当てが機構のほうにもちょっとシフトしたというんですか、政府資金のほうから公共団体の金融機構のほうにですね、割り当てをこちらのほうでということになった意味でですね、決して国のほうから割り当てがなくなったということではなく、借

入先の分配というんですか、がこういった形で分けられたというふうな意味合いでございます。

以上です。

○議長（平野明紀君） 白鳥、4番、白鳥顕志議員。

○4番（白鳥顕志君） はい。ありがとうございます。

まずは職員のかたに負担があんまりかぶってないっていうことはお聞きして安心しました。

あと、経営戦略を国からやるようにって言われていることで、なんとなく上がるか下がるかはちょっと答弁いただけませんが、なんとなく料金上がるのかなとちょっと思いましたけども。

あと先程私、借り入れの先の話だったなってわかってすいません、何か政府から少しもらってるのかなと思ったんですけども、それもないのかなとちょっと心配しました。

それで先程、高橋久美子議員がの生活困窮者のかたの水道料金ですね、止めるっていう、止める止めないの話もありますし、あと、照井議員さんからの、すみません、その人材確保とか育成ですね、それとかに費用がかかる話だなと思いつつ、2億5,000万の利益が出てるということもあるんですけども、インフラ整備にすごいお金がかかるんだなって私もちょっと見てまして。となると、例えばこの水道企業団から自治体を通して国のほうに、高度経済成長期のようなように国債刷って、その国債でその水道インフラを整備する交付金をもらう、請願とか意見書を出せないものなのかなと、ちょっとそこだけですね。

できれば、税金だけで回すんじゃなくて、やっぱり国からインフラ整備の交付金をもらえるような仕組みっていうのができないものなのかなって、ちょっと今日答弁を聞きながらお聞きしたかったので、そこだけちょっと可能性としてできるのかどうか教えてください。

○議長（平野明紀君） 営業企画課長。

○営業企画課長（照井秋彦君） はい。白鳥議員の質問にお答えさせていただきます。

国からの交付金等の活用に関してということになります。

現時点でもですね、我々のほうでも基幹管路の更新というんですか、古い管の更新という形の場合の国からの交付金、補助金的なものはですね、受けた形で実際にもらって運用をしています。

で、更なるメニューがあるものに対しては手を挙げて交付をしていただいているという現状ですけれども、更なる、例えばいろんなものをちょっと違う形の交付金等が欲しいというふうな場合はですね、例えば日水協が我々のほうの上の窓口になってますので、そちらのほうに要望してですね、そちらのほうから国のほうに新しいメニューと交付金等を作ってくれないかとい

うふうな要望はしているところでございます。

現時点では、あるメニューに関して、我々の工事、事業が合致するものに関しては要望するというような形になります。

○議長（平野明紀君） 5番、照井明子議員。

○5番（照井明子君） 私は、決算書の1ページの総括事項に関わりまして、水質の管理と管路の更新事業について2点についてお伺いしたいと思います。

まず、水質の管理についてでございます。PFAS、有機フッ素化合物、これの調査でございますけれども、企業団では14か所ほど行っておるようでございます。

この水質調査の結果をお伺いしたいと思います。

○議長（平野明紀君） 施設第一課長。

○施設第一課長（高橋文也君） 照井明子議員の御質問にお答えいたします。

有機フッ素化合物、PFOS、PFOAの今年度の検査結果というところでございますけれども、今年度につきましては23の水源で検査を実施しまして、全ての水源で異常がない状況を確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野明紀君） 5番、照井明子議員。

○5番（照井明子君） 23か所ということでございますね。了解いたしました。

それで、昨年ですね、この水源がPFASで汚染されていたことが発覚したという大きな報道がされておりました。これは世界的にもまれな例のようでございます。

その町は岡山県の吉備中央町というところで、町の浄水場から暫定目標値50ng/Lの28倍もの汚染が検出されたと、いうことで、給水停止という事態になりました。

そして今、住民のかたがた、血液検査、今度はしております、その濃度も非常に高いということですね。多分ご存じだと思います。

問題は、この数値、2020年から測定していたにもかかわらず、県には1ng/Lと報告されていたことが判明しております。緊急性、重大性の認識がなかったというふうに指摘をされております。

汚染源は、ダム上流にありますPFASを含む汚染活性炭処理企業、ここがですね、この汚染活性炭、これをずさんに管理していたために、そのことによって水源ダムが汚染をされたという、そういった報告がされております。

企業、当企業団が調査を公表いたしております23か所、これらの検査地点あるいはその周辺

にこのような汚染源になり得る企業がないかどうか、それについてはどのように御確認されておりますでしょうか。

○議長（平野明紀君） 施設第一課長。

○施設第一課長（高橋文也君） 照井明子議員の御質問にお答えいたします。

すいませんが、企業の実態については把握してないところでございます。

ただあの、消防組合ですか、企業団で関連する消防組合というのが花巻地区、盛岡地区、北上地区とあるわけですが、現在、消防で所有している組合というのは、花巻ではまだ所有されてるというところで、盛岡と北上については所有してないという確認はとっているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野明紀君） 5番、照井明子議員。

○5番（照井明子君） はい。今の消防の関係はですね、消火剤のことだというふうに思っております。私の花巻の決算議会でちょっとそのことを取り上げましたので、そのように理解をいたします。

この企業の関係ですけれども、PFAS製造、販売、使用企業が所在する自治体、これは全国で200余り、200を超している、そうした自治体にそういった企業があるというふうに判明しております。

岩手県では、奥州市、北上市、宮古市、これがそうした企業、PFAS製造、販売、使用企業があるということが判明し、報道されております。

環境省の対応が本当に遅れているんですね。環境省では先ごろ、PFASの状況を技術の指針等を示すとしておりますけれども、公表にまだ予定の9月に公表するというのが過ぎてはまだ至ってないというところまでは確認をしておりますが、引き続きの当企業団におけるPFASの調査については求められていくというふうに思っております。

そこで、東京都などでは、合計値で公表をしていたPFOS、そしてPFOAの濃度、それぞれに公表するという、そうした公表の仕方、切り替えたんですね。

こうした対応についてはどのようにお考えなのか、国から何か報告などないでしょうか。

○議長（平野明紀君） 施設第一課長。

○施設第一課長（高橋文也君） 照井明子議員の質問にお答えさせていただきます。

PFOS、PFOAの検査結果、数値ですけれども、確かに今合算で検査結果が出ております。

国のほうでもまだその辺の対策、対応については研究中というところがございます、その

辺の詳しい指針とございますか、ところは示されていないところがございます。

以上でございます。

○議長（平野明紀君） 照井明子議員。

○5番（照井明子君） 次に、管路の更新についてお伺いをしたいと思います。

花巻市議会の令和5年度決算特別委員会におきまして、消火栓の整備が当初の予算、18基から7基に変更されて、この理由として中部水道企業団の事情によるものという説明がされました。

で、これの事情というのはですね、多分、令和5年度変更となった配水管の布設替えがあったというふうに思っておりますけれども、この布設替えの件数についてと、その理由についてお伺いいたします。

○議長（平野明紀君） 管路課長。

○管路課長（小田嶋伸君） はい。ただいまの照井明子議員の御質問にお答えいたします。

企業団が行う配水管更新工事では、対象としている路線に接続している消火栓を古い管路から新しい管路に切り替えることとしております。

花巻消防本部では、事前に切り替え消火栓基数とそれに伴う事業費予算について報告していましたが、前年度は資材費の高騰などによる予算調整によりまして、更新対象箇所の変更及び施工延長の調整などがありまして、その結果、消火栓の切り替え対象基数を18基から7基に変更したということでございます。

○議長（平野明紀君） 5番、照井明子議員。

○5番（照井明子君） はい。そういたしますと、私は配水管の布設替えの件数があったために、そうした消火栓の変更も余儀なくされたというふうに理解したわけですが、当初計画されていたその配水管の布設替え、これについては今後の変更になったというふうに理解して、今後の対応についてですね、令和6年度に実施されているわけですか。

○議長（平野明紀君） 管路課長。

○管路課長（小田嶋伸君） ただいまの照井明子議員の御質問にお答えします。

昨年度、工事発注できなかったものについては、令和6年度に発注しておりまして、それによって消火栓の更新工事も行われております。

以上でございます。

○議長（平野明紀君） 11番、高橋久美子議員。

○11番（高橋久美子君） 先ほどの白鳥議員の質問の契約について答弁がなかったんじゃない

かなと思ったんですが、契約が随意、随意契約とか指名競争入札とか、理由があればということだったんですが、プロポーザル方式ということで、その特に理由があれば答えられればお願いします。

○議長（平野明紀君） 施設第一課長。

○施設第一課長（高橋文也君） はい。紫波町の上水道施設運転維持管理業務委託の契約についてでございますが、プロポーザル方式ということで、手を挙げた業者さんがそれぞれの提案、管理に関する提案をしていただく方式で契約をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（平野明紀君） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（平野明紀君） これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号、令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

日程第9 議案第7号 令和6年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（平野明紀君） 日程第9、議案第7号、令和6年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（木村仁君） ただいま上程となりました、議案第7号、令和6年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について提案の理由を申し上げます。

第2条、債務負担行為であります。北上川浄水場No.1取水ポンプ更新工事について、今年度中の資材調達が困難となったことから、期間を令和6年度から令和8年度まで、限度額

9,731万円として、新たに債務負担行為を設定するものであります。

以上、令和6年度補正予算（第1号）の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野明紀君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第7号、令和6年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（平野明紀君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、第29回岩手中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後4時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長 平野明紀

岩手中部水道企業団議会議員 伊藤忠宏

岩手中部水道企業団議会議員 藤原慶